第9回軽米町議会定例会令和6年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

令和 6年 6月 7日(金) 午前 9時57分 開 会

議事日程

- 議案第 1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めること について
- 議案第 2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例
- 議案第 3号 令和6年度軽米町一般会計補正予算 (第1号)
- 議案第 4号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第 5号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席委員(10名)

上 山 中 1番 田 祐 典 君 3番 誠 君 4番 子 西 舘 徳 松 君 5番 江刺家 君 静 中 村 君 6番 志 君 7番 田 村 正 せ 2 8番 屋 隆 君 大 村 君 茶 9番 税 門 細谷地 多 本 君 10番 君 1 1 番 田 秀

議 長 松 浦 満 雄 君(同席)

○欠席委員(1名)

2番 甲 斐 鉦 康 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 賢 君 長 山本 副 長 江刺家 町 雅 弘 君 君 総 務 長 則 課 日 山 政 推 進 野 中 孝 博 君 策 課 長 推進課主 政 策 幹 鶴 餇 義 信 君 之 君 会計管理者兼税務会計課長 寺 地 隆 町 民 生 餇 靖 紀 君 活 課 長 鶴 福 濹 司 健 康 祉 課 長 竹 泰 君 健 福 祉 課 幹 安 子 君 康 主 日 向 業 振 興 課 長 小笠原 隆 人 君 産 業 振 興 課 輪 達 志 君 産 主 幹 隆 地 域 整 備 課 長 神久保 恵 蔵 君 水 道 事 業 長 神久保 恵 蔵 君 所 教育委員会教育長 昌 君 小 林 治 教育委員会事務局教育次長 古 舘 寿 徳 君 教育委員会事務局主幹 輪 達 ひろか 君 選挙管理委員会事務局長 則 日 山 君 農業委員会事務局長 小笠原 君 隆 人 監 査 委 員 西 Щ 隆 介 君 監查委員事務局長 関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長関向孝行君議会事務局主事出下海斗君

◎開会及び開議の宣告

○委員長(本田秀一君) それでは、ただいまから令和6年度軽米町一般会計補正予算等 審査特別委員会を開会いたします。

皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は 成立いたしました。

欠席者は甲斐委員であります。

(午前 9時57分)

○委員長(本田秀一君) 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第 5号までの5件です。

議案第1号から議案第5号までの提案説明は本会議において終了しておりますので、本委員会では議案番号順に議案1件ごとに審議をし、議案5件の審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにいたしたいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

◎議案第1号の審査

○委員長(本田秀一君) では、議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例の専決 処分に関し承認を求めることついてを議題といたします。

提案理由の補足説明があれば、説明を求めます。

税務会計課長、寺地隆之君。

○税務会計課長(寺地隆之君) おはようございます。私からは議案第1号についてでございます。説明につきましては、本会議場で皆様方にご説明申し上げたとおりでございます。

資料要求のほうが2件ございました。こちらの議案第1号に関係する部分となっておりますので、その資料について説明をさせていただきたいと思います。

それでは、まず配付資料のナンバー1を御覧いただきたいと思います。ナンバー 1の資料のご用意をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○税務会計課長(寺地隆之君) 資料要求の内容につきましては、税条例改正の金額、内容など変更前と変更後を比較した資料ということでございましたので、数字、金額が改正されたことに関し主な変更点としてピックアップしてございます。

まず最初に、1ページの個人住民税関係の変更点でございますが、定額減税によ

る特別税額控除を適用するための規定でございます。(1)は減税の対象者で、前年の所得額が1,805万円以下の住民税所得割の納税義務者とされたものです。

- (2) は控除額ですが、納税義務者本人と控除対象配偶者、扶養親族の人数により算定されるもので、1人1万円でございます。対象者は、国内に住所を有する居住者に限定されております。
- (3)は徴収方法でございますが、定額減税による今回の変更点について①から ③まで、イラストも記載しておりますのでイメージしていただければと思います。
- ①は、給与所得者の特別徴収でございますが、定額減税の対象となる方につきましては、令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を11か月に分割した額について令和6年7月分から令和7年5月分で徴収するものでございます。減税の対象とならない非対象者の方は、例年どおり令和6年6月より12か月で徴収いたします。
- ②は、普通徴収の場合でございます。定額減税前の税額で算出された第1期分の 税額から控除を行い、控除し切れない場合は第2期以降分から全額を順次控除する ものです。
- ③は、公的年金からの特別徴収でございます。定額減税前の税額で算出された令和6年10月分の特別徴収額から控除を行い、控除し切れない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除することとなっております。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。こちらは固定資産税関係でございますが、償却資産のいわゆるわがまち特例に係る規定の変更点でございます。バイオマス発電設備に係る区分を新設し、再生可能エネルギー発電設備について適用期限を延長しております。特定事業所内保育施設は、令和5年度末で終了いたしました。

表につきましては、新設となった区分は表の上から4段目、風力発電の部分です。 そして、終了により廃止となった区分は、一番下の行でございます。

資料ナンバー1、最後に3ページを御覧いただきたいと思います。3ページは国民健康保険税関係でございますが、賦課限度額及び軽減判定所得基準額の改正に係る規定でございます。

- (1)は、賦課限度額に関する改正でございます。国民健康保険税の後期高齢者支援金等分について、賦課限度額を24万円とする内容でございます。表に記載のとおり、改正前は22万円で、改正後の合計は限度額が104万円から106万円に変更となるものでございます。
- (2)は、低所得世帯に対する軽減判定の改正でございます。所得計算時に被保 険者の数に乗ずる金額をアップし、基準額を変更する内容でございます。

最初の表は5割軽減の対象となる世帯の所得基準額の計算式ですが、改正前の2

9万円が改正後29万5,000円に上がるものでございます。

その下の表は2割軽減の対象となる世帯の計算式ですが、改正前の53万5,0 00円が54万5,000円に上がることとなります。

いずれも、基準額を引き上げることで軽減対象となる範囲が拡大されるものでございます。

続きまして、配付資料のナンバー3に移らせていただきたいと思います。資料の ナンバー3についてご用意をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○税務会計課長(寺地隆之君) こちらの資料要求の内容は、定額減税についての詳しい 資料ということでございました。

こちらの1ページにつきましては、先ほどの資料ナンバー1とほぼ同じ内容ですので、説明は省略させていただきます。

ページめくって、2ページを御覧いただきたいと思います。 (4) はその他ということで、3点ほど補足してございます。

まず、個人住民税の減収額は全額国費で補填されるものであります。

次に、扶養親族等の人数でございますが、納税義務者それぞれの減税額を算定するための人数でございます。人数につきましては、令和5年12月31日の現況によるものとなってございます。その数字は、令和5年分の確定申告書等の税情報によるものです。

3点目は、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者がいる場合の対応でございます。 納税義務者本人の所得が1,000万円超かつ配偶者の所得が48万円以下の場合、 控除対象配偶者ではなく同一生計配偶者となりますので、令和6年度の減税額を算 定する人数にはカウントしないものとなります。ただし、その場合は令和7年度分 の住民税所得割の税額から1万円を控除するというものでございます。

次に、定額減税不足分の調整給付でございます。 (1) は対象となる条件で、定額減税対象者のうち減税可能額が減税前の所得税所得割額を上回り、定額減税に不足額が生じると見込まれる方となってございます。

- (2) は給付額でございます。令和5年分の所得状況等の情報を使用した推計値に基づき減税の不足額を支給いたします。なお、1万円未満の金額は切り上げて調整給付するものでございます。
- (3) のその他でございますが、対象者の方々には7月以降に町から通知を送付する予定でございます。

以下に参考例を記載してございますが、そちらは後ほどご確認いただければと思います。

資料説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(本田秀一君) 説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。ありませんね。

[「はい」と言う者あり]

○委員長(本田秀一君) では、議案第1号を終わりたいと思います。

◎議案第2号の審査

○委員長(本田秀一君) 続きまして、議案第2号に入らせていただきます。特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明があればお願いしたいと思います。

総務課長、日山一則君。

- ○総務課長(日山一則君) 補足説明はございません。
- ○委員長(本田秀一君) 補足説明がないようです。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。なし。

[「はい」と言う者あり]

○委員長(本田秀一君) ないようですので、議案第2号を終わりたいと思います。

◎議案第3号の審査

○委員長(本田秀一君) 続きまして、議案第3号 令和6年度軽米町一般会計補正予算 (第1号)を議題とします。

歳入と歳出を分けて、歳入は一括して総務課から、歳出は款ごとに各担当課から 説明を求め、続けて質疑を受ける形で進めたいと思いますが、これでよろしいです か。

[「はい」と言う者あり]

- ○委員長(本田秀一君) それでは、歳入の提案理由の説明を求めます。 総務課長、日山一則君。
- 〇総務課長(日山一則君) それでは、議案第3号 令和6年度軽米町一般会計補正予算 (第1号)の歳入予算の概要説明をしたいと思います。

予算書のほうは7ページをお開きいただきたいと思います。まず最初に、1款町税、1項町民税、1目個人、個人町民税の現年課税分でございます。こちらにつきましては、先ほど来条例改正の際にも税務会計課長ご説明申し上げましたが、町民税の定額減税に関連いたしまして、その減収分が3,000万円を見込んでおりまして、その部分を減額補正するものでございます。

次に、10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金でございますが、こちらにつきましては町民税の定額減税で3,000万円を減額するわ

けでございますが、その減収相当分の3,000万円につきましては全額国費で賄うということとなってございまして、その部分を地方特例交付金で交付されるということで、今回3,000万円、同額を計上させていただきました。

続きまして、同じく特例交付金でございます。 2 項の新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交付金でございます。こちらにつきましては、中小企業等 経営強化法による先端設備の導入による特例がございまして、固定資産税の軽減が されます。今回軽減される事業者がありまして、その減収分につきましては全額、 こちらも国費で賄われるものでございます。その金額が 3,3 7 2 万 8,0 0 0 円、 これが固定資産税、償却資産を減額した部分、同額を国費で調整するということで、 今回補正させていただきました。

次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。最初に、1目の総務費国庫補助金でございます。こちらにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億66万3,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては、定額減税及び低所得者への支援として、令和6年度に新たに非課税あるいは均等割のみとなった世帯を対象にいたしまして10万円の給付、あとそちらの世帯に、低所得の世帯に18歳未満、高校までの子供がいらっしゃる場合に1人当たり5万円の加算というものを行う給付事業に対応する補助金でございます。

2目の民生費国庫補助金でございます。こちらにつきましては、こども子育て支援事業費補助金193万4,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては、本年10月から改正されます児童手当が拡充となります。これまで年3回の交付を6回に交付すると、その交付の回数を多くする、2か月に1回の交付にするとともに、あと3子目の手当額を増額する、あるいは今まで中学校卒業までだったものを高校までに拡充すると、そういった改正が予定されております。そのため、システムの改修に係る経費として国から全額、補助金が193万4,000円交付されるものでございます。

ページをめくっていただきまして、8ページを御覧いただきたいと思います。同じく国庫補助金3目衛生費国庫補助金でございます。こちらにつきましては、高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種助成金1,560万4,000円を計上しております。これは、コロナウイルスワクチン接種に係る費用について、高齢者等の費用負担を国のほうで1回当たり8,300円を助成するということで、今回この金額を計上させていただきました。

次に、4目の土木費国庫補助金でございます。こちらは、道路メンテナンス事業 費補助金を4,266万円減額するものでございます。こちらにつきましては、当 初で見込んでおりました補助金について内示額が減少となりましたので、その分を 減額したものでございます。 次に、19款繰入金でございます。こちらにつきましては、今回の補正予算編成に当たりまして財源不足となる 4, 058万5, 000円を財政調整基金で財源調整するため計上させていただいたものでございます。

それから、21款諸収入、4項雑入でございます。こちらにつきましては、令和4年及び5年度のプレミアム付き商品券発行事業におきまして、換金されないでそのまま町からの補助金が商工会に滞留していた部分について、商工会から返還金を頂くということで計上したものでございます。これにつきましては、国からの指導、会検等の指導もありまして、昨年度もそういった内容で返還を行ったものでございます。

それから、22款町債でございます。こちら、5目土木債につきましては、先ほど説明申し上げました国庫補助金の道路メンテナンス事業費補助金が減額となったという説明いたしましたが、その財源を過疎債で対応するということで、振り替える形で3,620万円を増額計上したものでございます。

最後に、6目消防債でございます。こちらは、災害対応用のドローン整備に当たりまして、緊急防災・減災事業債の活用が可能とのことから、今回新たに190万円を計上したものでございます。

以上で歳入の概要説明を終わります。

- ○委員長(本田秀一君) 歳入、説明が終わりました。
 - 歳入全般について質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

江刺家委員。

- ○5番(江刺家静子君) 道路メンテナンス事業費補助金で4,266万円の減ということで、認められなかったので町債で3,620万円追加をするということでした。 これ、どういうわけで減額されたとかというのは分からない、分かりますか。お願いします。
- ○委員長(本田秀一君) 総務課長、日山一則君。
- ○総務課長(日山一則君) 江刺家委員のご質問にお答えいたします。

この道路メンテナンス事業ということで橋りょうの整備事業でございますが、全国各地でかなり老朽化が進んでいるという状況の中で、その橋りょうのメンテナンスあるいは補修の内容、いわゆる危険度と申し上げますか、そういった部分の優先度というのがあるようでございます。今年度全国でまとめた結果、当町の橋りょうの修繕のランクづけが下位のほう、いわゆる早急に、一番最初にやらなければならないような厳しいような状況ではないということから、どんどんそちらのほうのウエートが大きくなったことから、残念ながら軽米町の部分については内示額が減少となったというもののようでございます。

以上です。

- ○委員長(本田秀一君) ほかに質疑ありませんか。 江刺家委員。
- ○5番(江刺家静子君) ちなみにこれはどこの橋でしたか。
- ○委員長(本田秀一君) 休憩します。

午前10時20分 再開

○委員長(本田秀一君) 再開します。 地域整備課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課長(神久保恵蔵君) 江刺家委員の質問にお答えします。

令和6年度の道路メンテナンス事業につきましては、橋りょう長寿命化計画に基づきまして町道サービスエリア新井田線の山内新橋の補修設計業務と町道岩崎外川目線のこぶし橋、町道岩崎外川目線といいましてローソンからみちのくクボタまで行く途中に、高速道路までの歩道橋の補修となっております。そのほか、橋りょう定期点検業務ということで、5年に1回点検することが法律化されていますので、その点検費用の3項目となっております。

説明は以上となります。

○委員長(本田秀一君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長(本田秀一君) ないようですので、歳入全般についての質疑を終わります。 続きまして、歳出に入らせていただきます。

歳出は款ごとに進めます。2款総務費、総務課長、日山一則君。

○総務課長(日山一則君) それでは、歳出予算についてご説明申し上げます。予算書の ほうは9ページのほうを御覧ください。

最初に、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。こちらにつきましては、委託料 1 1 万 2 , 0 0 0 円を計上させていただいております。歳入予算のほうでご説明申し上げましたが、1 0 月からの児童手当改正に当たりまして、それに関連するシステム改修ということで国費が交付されますが、総務課分の対応として職員の児童手当の支給に当たりまして人事給与システムの改修が必要ということから、その委託料が 1 1 万 2 , 0 0 0 円ということで計上させていただきました。

以上です。

- ○委員長(本田秀一君) 税務会計課長、寺地隆之君。
- ○税務会計課長(寺地隆之君) 次に、2款総務費の3目会計管理費のほうでございます。 使用料及び賃借料として27万4、000円を計上してございます。令和7年1月

にみちのく銀行が青森銀行と合併することに伴いまして、現在口座振替データの送信等で使用しておりますみちのく銀行のインターネットバンキングシステムが終了となりますので、より安全性の高い代替システムを導入、使用するための費用を計上したものでございます。

以上でございます。

- ○委員長(本田秀一君) 政策推進課主幹、鶴飼義信君。
- ○政策推進課主幹(鶴飼義信君) それでは、同じく2款総務費、2項企画費についてご 説明いたします。

1目企画費、需用費16万2,000円の増額を計上したものでございます。こちらは印刷製本費になりますが、人気漫画聖地巡礼に訪れる方へのマップを作製し、宇漢米館ほか町内の案内所に配置し、おもてなしサービスの一環としているものですけれども、こちらが来町者が想定以上に来たということもありまして、不足している状況にございます。そちらを増刷したいということで予算計上させていただくものになります。

なお、当初予算で46万3,000円の印刷製本費を計上させていただいておりましたが、こちらはマップのリニューアルに向けた経費として予算をいただいておりました。そちらにつきましては、全面改定するということで今取り進めておりまして、当面現状のものを増刷したいということで今回予算計上させていただいたものになります。

続きまして、4目再エネ推進費、委託料350万1,000円となります。こちらは、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定業務委託料となっております。こちらの地球温暖化対策実行計画(事務事業編)につきましては、平成30年度に第1期の計画を策定したところになりますが、そちらが計画期間が終了しているということもありまして、その見直しを行うための経費となっております。

なお、昨年度につきましては同じく地球温暖化対策推進実行計画の区域施策編を 策定をさせていただいたところでありまして、今回は役場、公共施設の関係の事務 事業編ということで見直しを行いたいというものになります。

以上、企画費の説明となります。

- ○委員長(本田秀一君) 税務会計課長、寺地隆之君。
- ○税務会計課長(寺地隆之君) 次に、2款総務費、3項徴税費でございます。2目に7, 489万8,000円を計上させていただきました。そのうち主なものは18節負担金、補助及び交付金でございます。負担金、補助及び交付金の7,425万円で、こちらは先ほど議案第1号でご説明いたしました定額減税の補足給付金といたしまして、減税対象者のうち減税額に不足が生じると見込まれる方への給付金を措置したものでございます。そのほか、需用費、役務費において給付に係る事務経費を計

上させていただきました。給付額、事務経費、共に全額国費で補填されるものでご ざいます。

説明は以上でございます。

○委員長(本田秀一君) 2款総務費、説明は全部終わりました。

[「はい」と言う者あり]

○委員長(本田秀一君) では、2款総務費について質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

江刺家委員。

- ○5番(江刺家静子君) 再工ネ推進費のことなのですけれども、先ほどの説明だと令和 5年度もまずこの見直しのというか、作業があって、令和6年度ということで、こ れが令和6年度で終わるということでしょうか。この地球温暖化対策実行計画とい うのは、私たちも何を通して見ることができるか。
- ○委員長(本田秀一君) 政策推進課主幹、鶴飼義信君。
- ○政策推進課主幹(鶴飼義信君) ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

地球温暖化対策実行計画の事務事業編につきましては、先ほど申し上げました平成30年度からの計画となっておりまして、5年間の計画となっておりました。令和4年度までという計画です。昨年度は区域施策編ということで、区域施策編につきましてはいわゆる軽米町内で地球温暖化対策に取り組んでいくための計画となっております。いわゆる役場だけでなくて、町民の方、事業所、全てこういう方向で取り組みましょうという計画内容となっております。

事務事業編の見直しにつきましては、計画期間が空いてしまったわけですけれども、いわゆる国の指針によりますと、国、県の地球温暖化対策、あと市町村の総合計画等との整合性を図るということが必要だということがありまして、ある一定の期間、計画の策定が猶予されている部分もございます。

軽米町につきましては、総合計画が令和3年度から12年度までの計画となって おりますので、今年度見直しを行って令和12年度までの計画としたいということ でただいま考えているところでございます。

計画につきましては、ホームページのほうで公表をしておりますので、そちらを 御覧いただく、あとは昨年度の区域施策編につきましては、今年度概要版を作成し て、それを皆さんのほうに御覧いただけるような予算も計上しておりましたので、 そちらを通して周知していきたいと思っております。

以上です。

○委員長(本田秀一君) よろしいですか。

江刺家委員。

○5番(江刺家静子君) これはずっと最初から一般財源でしたか、一般財源でずっと。

- ○委員長(本田秀一君) 政策推進課主幹、鶴飼義信君。
- ○政策推進課主幹(鶴飼義信君) ただいまの質問ですけれども、一般財源となっております。
- ○委員長(本田秀一君) ほかに質疑ありませんか。 中村委員。
- ○6番(中村正志君) 定額減税の関係、先ほど説明もいただきました。先ほどの説明だけではなかなか理解もしがたいのですけれども、それはそれとして、全て国費でということで7,489万8,000円。これは確認ですけれども、歳入の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、この1億66万3,000円のうちの7,489万8,000円がこっちに入るというふうなことで理解してよろしいのですか。

あわせて、こういうふうな国の法律というか、それでそれぞれ住民に対する給付金とかそういうふうな関係等あれば失礼な言い方ですけれども、市町村が余分な仕事が増えたというふうな状況になるかとは思うのですけれども、今までですと、こういうふうな事業があればその都度何か事務費で臨時職員等の予算もついたりしていたような気もするのですけれども、今回は特にそういうふうな正職員、今の現状の職員だけで全部賄える状況だというふうなことなのか。

あわせて、役場の給料関係等でも何か定額減税のあれで明細等もやって、何か非常に面倒くさいというか、忙しくなっているというふうな話もマスコミ等で報道されていますけれども、役場のほうのそういうふうな現状はどのような現状なのでしょうか。あわせてお願いします。

[「休憩お願いします」と言う者あり]

○委員長(本田秀一君) 休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

○委員長(本田秀一君) 再開します。

総務課長、日山一則君。

○総務課長(日山一則君) ただいまのご質問ですが、財源については全額国費ということで、先ほど歳入の際にご説明申し上げましたとおりでございます。

事務の職員の対応ということで、余分なと言えば失礼ですけれども、ちょっと業務的に大変なものがまた入ってきたなというのは正直な感想でございまして、今回の内容、事務に当たりましても、専門的といいますか、システムを介しながら情報を抽出して事務を行うということで、規定の税務会計課内の職員で何とか対応という形で今進んでおる状況でございます。

以上でございます。あと、何か不足ありましたか。

- ○6番(中村正志君) 役場の給料の支払い。
- ○総務課長(日山一則君) 総務課では人事、給与一手に担当しておりますが、担当に当たってはやっぱりかなり事務が繁雑といいますか、複雑になってきているということで、若干大変だというのは聞いております。明細等には減税額を明記したり、先ほど説明したとおり給与所得者であれば6月分はゼロになって、それで終わるわけですけれども、所得税のほうになってくればまた最終的には年末調整等でそういった作業が出てくるということで、非常に今もこう、どうしたらいいのかなと悩みながらではありますけれども、何とかベンダーのアイシーエスのシステム業者との連携を取りながら、あるいは近隣の市町村とか、税務署に確認しながら進めているという状況でございます。厳しいのは、率直に言ってそういった感想でございます。以上です。
- ○委員長(本田秀一君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長(本田秀一君) ないようですので、2款総務費を終わりたいと思います。

続きまして、3款民生費の説明を求めます。

健康福祉課長、竹澤泰司君。

〇健康福祉課長(竹澤泰司君) それでは、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉 総務費についてご説明いたします。

今回、2,576万5,000円の増額で計上させていただいております。内容につきましては、先ほど歳入のほうでもご説明ございましたが、低所得世帯の支援のためですけれども、令和6年度に新たに非課税となる世帯、また均等割のみの課税となる世帯、こちらに対して1世帯当たり10万円、18歳以下の児童がいる場合は1人につき5万円を加算して給付するための予算を計上してございます。

あと、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費でございます。こちらについても先ほど総務課長より最後のほうでご説明ありました児童手当の制度改正に伴い、既存システムの改修に伴う経費を計上したものでございます。182万2,00円でございます。

説明は以上でございます。

○委員長(本田秀一君) 3款民生費の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長(本田秀一君) ないようですので、3款民生費を終わります。

続きまして、4款衛生費に入らせていただきます。

健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹(日向安子君) それでは、4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費

に新型コロナワクチン予防接種に係る費用について補正予算を計上させていただきましたので、ご説明をいたします。

国は、令和6年度の秋に開始する新型コロナワクチン接種を65歳以上の方への補助を行うこととしております。自己負担額は7,000円での実施見込みを提示しております。国の設定である7,000円の自己負担の軽減を図るべく、県内の状況を確認しまして、本町の自己負担額を3,500円とすることで検討いたしました。また、小児と妊婦につきましても、季節性インフルエンザの予防接種と同様の考えで、3,500円の自己負担で接種をいただけるよう、併せて補正を上げております。

なお、予防接種の接種率につきましては、季節性インフルエンザを参考にしまして 50%程度を見込んでおります。

ほか、接種のための予診票の印刷や郵送費を含めまして、2,909万9,00 0円の歳出予算を計上いたしました。

なお、国庫補助金としまして1,560万4,000円の歳入を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

- ○委員長(本田秀一君) 説明が終わりました。 質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。 中村委員。
- ○6番(中村正志君) 質疑というより確認ですけれども、政務報告でお話あったのでこれがどういうことなのかなと思って、これと照らし合わせていましたけれども、簡単に言えば、コロナワクチンは本来は7,000円かかるのだよと。7,000円かかるのだけれども、町の補助を独自に半額分負担すると、国の分は8,500円だよというふうに理解してよろしいのですね。
- ○委員長(本田秀一君) 健康福祉課主幹、日向安子君。
- ○健康福祉課主幹(日向安子君) ただいまの中村委員のご質問にお答えいたします。

大まかといいましょうか、大体そのような流れなのですけれども、国では接種費用を今のところ1万5,300円と示しておりまして、そのうち65歳以上の方については国で8,300円を補助いたすということで、自己負担が7,000円と示しております。こちら、流動的ですので、これから変動があるかもしれません。中村委員がお話ししたことで合っていると思っております。その7,000円のまた半額というところで、町で補助を出したいということでございます。

以上です。

○委員長(本田秀一君) 以上、説明が終わりました。 中村委員。

- ○6番(中村正志君) ありがとうございました。理解できましたけれども、それでこの コロナワクチンは今後、今は65歳以上のお話でしたけれども、65歳以上だけを 接種するということなのか、65歳未満についてはどうなのか、その辺の状況はど うなっていますか。
- ○委員長(本田秀一君) 健康福祉課主幹、日向安子君。
- ○健康福祉課主幹(日向安子君) ただいまの質問にお答えいたします。

国で定期接種としてまず接種を勧めているのは65歳以上ですけれども、町では 小児、妊婦につきましても助成を行って接種を勧めていきたいと考えております。 予算の計上もさせていただいておりました。

以上です。

- ○委員長(本田秀一君) ほかに質疑ありませんか。 細谷地委員。
- ○10番(細谷地多門君) 今の中村委員の質問の中での関連で聞きたいと思います。コロナワクチンの接種、これからそういう通知が該当者に来ることになりますか。そして、何か月とかって有効期限、抗体の有効ってどれぐらいになっていますでしょうか。目安とする、町民の方々の、今回接種やったら何か月後ぐらいにまた接種やればいいとかという目安はあるのですか。
- ○委員長(本田秀一君) 健康福祉課主幹、日向安子君。
- ○健康福祉課主幹(日向安子君) これまで最高で7回の接種ということで、その有効の期限が切れないようにつないできたわけですけれども、今回からの接種につきましては今のところ1回の接種となっておりました。インフルエンザと同じように、秋に1回打つという予定で国は示しておりました。
- ○10番(細谷地多門君) そうすると、今の個人負担が3,500円、65歳以上は3, 500円負担というのは、自己負担というのは1回のみなわけ。
- ○健康福祉課主幹(日向安子君) はい。
- ○10番(細谷地多門君) 今後はどうなるか分からないと。
- ○健康福祉課主幹(日向安子君) 今後につきましては、また回数が増えるかどうかとい うのは、国のほうから示しがございません。どれくらい効くかというところですと、 これまでの認識からしまして3か月から6か月程度ではないかと思っておりました。
- ○10番(細谷地多門君) では、インフルエンザとはやっぱり違うのだな、感覚が、認識の。
- ○健康福祉課主幹(日向安子君) インフルエンザと同等の類にはなりましたけれども、 また違うものではないかという認識でおりました。
- ○委員長(本田秀一君) 細谷地委員。
- ○10番(細谷地多門君) 分かりました。それで、一番将来不安なのは、インフルエン

ザは季節性の何とかって年1回、秋やって、それで春になればまたその心配がなくなるというような、その年1回のサイクルでやっていると思うのですが、これ、数か月から半年というと、自分でもう予防に努めたい方はある程度高額の金額で自分でやっていかなければならないという心配がありますよね。その辺は流動的なわけだ、国の施策というのは。今のところは1回しか、もう当てにならないということですか。

- ○委員長(本田秀一君) 健康福祉課主幹、日向安子君。
- ○健康福祉課主幹(日向安子君) ただいまの細谷地委員のご質問にお答えいたします。 国で示しているところは、補助をまず1回、定期1回接種というところです。そ のほかに自分で受けてもよいかというところにつきましてはまだ示しがございませ んので、流動的なところでございます。
- ○委員長(本田秀一君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- ○委員長(本田秀一君) ないようですので、4款衛生費を終わります。
- ○健康福祉課長(竹澤泰司君) 資料の要求がございました。
- ○委員長(本田秀一君) すみません、4款衛生費の資料がありましたので、その説明を お願いいたします。

健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長(竹澤泰司君) 私のほうから、資料要求のありました軽米町住民主体の 通いの場活動補助金交付要綱のご説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、高齢者の方が他の世代と交流できる場所で活動を実施しようとする団体に対し補助金を交付するものでございます。

こちらにつきましては、大きく2つの団体を想定しております。1つは、町全域を対象として常設である通いの場、こちらにつきましては、1か月4万円を上限としまして、1年当たり12回ということで48万円を想定しております。

もう一つは、自治会や町内会での範囲で地区の公民館等を会場として通いの場を 運営していただく団体につきましては、1回当たり3,000円、こちらにつきま しては1か所につき1年当たり20回程度を想定しております。

ご説明は以上でございます。

- ○委員長(本田秀一君) 以上、資料の説明が終わりましたが、質疑ありませんか。 中村委員。
- ○6番(中村正志君) 今、ご説明といいますか、この資料要求をしたのは私なのですけれども、政務報告でこういうのが創設されるということで、これは今もう既にあるトコかるが対象になるということでいいのですか。
- ○委員長(本田秀一君) 健康福祉課長、竹澤泰司君。

- ○健康福祉課長(竹澤泰司君) おっしゃるとおりでございます。こちらにつきましては、 4月に広報かるまいお知らせ版のほうで登録申請のほうのお知らせを行いまして、 受付を行っております。現在、トコかるのほうで申請いただきまして、交付決定さ せていただいております。
- ○委員長(本田秀一君) 中村委員。
- ○6番(中村正志君) ほかにこの対象となるような団体の動きといいますか、というのが想定されているのでしょうか。例えば各地区とかって、行政区とかっていうふうに言っていましたけれども、いろいろとこういうのをやってくださいというふうな説明会等はあるようですけれども、その辺の状況はいかがですか。
- ○委員長(本田秀一君) 健康福祉課長、竹澤泰司君。
- ○健康福祉課長(竹澤泰司君) 中村委員のご質問にお答えします。

現在交付決定させていただいておりますのは、トコかるのみになります。あとは、こちらとしましては各団体、各地域にこれから広げてまいりたいと考えております。 今現在2地区の団体様からご相談のほうをいただいておりますので、今後実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○委員長(本田秀一君) ほかに質疑ありませんか。 茶屋委員。
- ○8番(茶屋 隆君) 確認ですけれども、例えば町内会なんかでは共食事業とか、自主 防災組織とか、そういった集まりとか、そういったものも対象になるか。ちょっと あれが違うかもしれませんけれども、共食事業なんかは共食事業のほうで手当とい うか、そういうものがあると思うのですけれども、そういったことのような活動を 何か新しくやればという感じ。ちょっといろいろそれぞれの地区で考えればいいと 思うのですけれども、どういうのが、何かそういうふうなことを考えて申請すれば いいということですよね、まず基本的には。
- ○委員長(本田秀一君) 健康福祉課長、竹澤泰司君。
- ○健康福祉課長(竹澤泰司君) 茶屋委員のご質問にお答えします。

こちらの要綱でございます。第4条のほうに補助対象となる事業が規定されてございます。こちらの活動をしていただいて、一応回数等もこちらのほうで決めさせていただいております。週何回以上とか、そういう条件等を満たしていただけるような計画を提出していただければ、今後ご利用いただけるかなと考えております。以上でございます。

○委員長(本田秀一君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長(本田秀一君) では、4款民生費を終わります。

続きまして、6款農林水産業費に入らせていただきます。

産業振興課主幹、輪達隆志君。

○産業振興課主幹(輪達隆志君) それでは、6款農林水産業費の補正予算につきまして ご説明させていただきます。

まず、1項の農業費でございます。ミレットパーク等管理運営費の需用費、修繕料でございますが、92万6,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、ミレットパーク、今年の春の開園に際しまして水道、給水施設ですとか設備の点検等を行いました結果、ミレットパークのほうのシャワー室のガス給湯器が故障でちょっと作動しない、それから水道施設の受水槽のポンプのほうに不具合がございまして、そちらのほうの修繕料といたしまして92万6,000円を計上させていただきました。

それから、2項の林業費、4目雪谷川ダムフォリストパーク・軽米管理運営費、こちらにつきましても需用費23万7,000円を計上させていただいております。こちらも同様に、春先の雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の開園に当たりまして設備の点検、水道の通水をした際に、第一受水槽の定水位弁、FMバルブというものですが、こちらのほうが故障しておりまして正常に作動しない状態となってございますので、こちらの修繕を早急にしたいということで計上させていただいたものでございます。

ご説明は以上でございます。

○委員長(本田秀一君) 6款農林水産業費の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長(本田秀一君) ないようですので、6款農林水産業費を終わらせていただきます。

ここで休憩いたしたいと思います。11時10分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長(本田秀一君) それでは、休憩前に引き続きまして議事を進行してまいりたい と思います。

9款消防費に入らせていただきます。

総務課長、日山一則君。

○総務課長(日山一則君) それでは、引き続きご説明申し上げます。予算書のほうは1 1ページ、中段のほうを御覧ください。

9款消防費、1項消防費、3目災害対策費でございます。こちらにつきましては、

災害対応無人航空機、いわゆるドローンの整備について当初予算に計上いただきまして、3分の1の国庫補助金を見込みながら事業を進めておりましたが、本年度から自治体で整備するドローン、災害に関連するドローンにつきましても起債事業、いわゆる緊急防災・減災事業の対象となりました。それを活用いたしますと、元利償還金、後年度70%の交付税算入があるということで、過疎と同等の財源的なメリットがあるということから起債事業で進めたいというふうに考えて事業を進めてまいりました。

その起債事業の採択に当たりまして、消防庁への認定を受けるため、地方公共団体災害対応ドローン整備運用事業計画というものを作成して提出いたします。その中におきまして、当初で予算を認定いただきましたドローンについては2台整備するということで、その機種でございますが、国産ではなく中国産のドローン2機ということで予定してまいりました。しかしながら、消防庁のほうでは国産を使用するようにという強い要請がございました。外国産でありますと操縦の不備あるいは機微情報の乗っ取り、そういったことのリスクが相当あるだろうということで国産のものをという指示がありまして、今回不足する予算、国産にいたしますとやはり高額となるということで、さらに台数2台でありましたけれども、1台に抑えてもなおかつ購入費が上がるということで、137万9,000円を計上させていただいたものでございます。

これにつきましては、歳入予算でもご説明しましたとおり、本体部分について190万円の起債を充当可能ということで、併せて申請を進めていくというところでございます。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(本田秀一君) 説明終わりました。 質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。 中村委員。
- ○6番(中村正志君) ドローンに関しては何か以前にも整備していたような話も聞いた ような気がするのですけれども、災害対策に関してのドローンは何台なのか。また、 ドローンを使う人はどういう人が、職員がやるのか、消防団員のほうがやるのか、 多分それなりの技術が必要なのかなと思いますけれども、その辺はどのように考え
- ○委員長(本田秀一君) 総務課長、日山一則君。

ているというか、どのようになるのですか。

○総務課長(日山一則君) 今回のドローンについては、災害対応ということでございます。本年度も行方不明の方があったりいたしましたけれども、その際にもあれは消防だったか、警察だったか、ちょっとあれでしたけれども、ドローンが活躍したという経緯がございます。今回はそういったことを重点に使用するとともに、あるいは空いているときには観光とかそういったPRの動画を撮るとか、そういった部分

にも順次活用しながら、有効に活用していきたいというのが目的となっております。 操作に当たりましては、職員のほうを今、これまで3名が免許といいますか、操 作の取得をしております。今後もその取得者を増やしながら活用していきたいとい うふうに考えております。

消防団のほうとか、あるいは二戸地区広域行政事務組合の二戸消防署の軽米分署、 そういったところとも協調しながら有効活用を図るというふうに考えております。 以上です。

- ○委員長(本田秀一君) ほかに質疑ありませんか。 田中委員。
- ○1番(田中祐典君) ドローンの範囲というのはどれぐらいまでのものを想定して、今 の予算化をしているのですか、操作できる範囲、広域。
- ○委員長(本田秀一君) 総務課長、日山一則君。
- ○総務課長(日山一則君) その機能については、ちょっと今確認してからお答えしたい と思います。
- ○委員長(本田秀一君) 後でということでございますね。
- ○総務課長(日山一則君) はい。
- ○委員長(本田秀一君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

〇委員長(本田秀一君) ないようですので、9 款消防費を終わりたいと思います。 続きまして、10 款教育費に入らせていただきます。

教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長(古舘寿徳君) では、補正予算書の11ページをお開き願います。

下段、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費になります。こちら、資料要求のありました軽米町教育支援センターの開設に係る補正予算となります。

資料のほうでご説明したいと思いますので、準備をお願いいたします。よろしいでしょうか。

- ○委員長(本田秀一君) 資料ナンバー2の(2)です。
- ○教育委員会事務局教育次長(古舘寿徳君) では、教育支援センターについてご説明申 し上げます。

設置の目的でありますが、不登校状態が続いている児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善のための相談、適応指導を行うことにより、自立を即すとともに学校生活への復帰を支援するとなっております。

対象となる児童・生徒ですけれども、現在不登校またはその傾向がある軽米町内

の小・中学校に在籍している児童・生徒で、本人が希望し、保護者と在籍校長から の申出を受け、入級を認められた児童・生徒としております。

開設する日時等につきましては、毎週月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、午前8時50分から午後2時50分。なお、学年末等あるいは夏季・冬季等の長期休業中については、学校に準じて休むという予定にしております。

活動内容につきましては、学習活動、創作活動、体験学習などを通じて、子どもの心に沿って相談し、不安や悩みの解消を図る、子どもが元気になるように支援する、学校と相談し、子どもが自立・登校できるように支援するとしております。

また、指導者につきましては教育支援員1名を採用し、開設場所につきましては 旧軽米幼稚園を場所として開所いたしました。

資料のほうの説明は以上となります。

予算書に戻っていただきまして、1 1 ページ下段の中学校費の部分ですけれども、 教育支援センター開設に係る暖房用の燃料費、あと電気料金と水道料ということで、 8 7 万 5 , 0 0 0 円を補正措置させていただきたいと思います。

続きまして、予算書の12ページをお願いしたいと思います。10款教育費、4項社会教育費、5目文化財保護費であります。こちら、18節の負担金、補助金及び交付金ということで、46万8,000円の補正をお願いするものです。

こちらですけれども、岩手県並びに軽米町で指定しております指定文化財を保管しております収蔵庫が、令和5年度において消防署の査察により消防法に係る器具の不備の指摘を受けました。修繕の計画を立てた際に文化財に係る岩手県の補助を使えるということで、そちらのほう、全体の工事費の2分の1の手だてということで内示のほうをいただきました。軽米町に関しても、文化財保護条例により、そういう場合には補助できることになっております。全体の工事費の2分の1を岩手県のほうで負担ということですので、残った2分の1の半分、全体の工事費から見ると4分の1を軽米町で負担することが妥当ではないかということで積算しております。

続きまして、10款教育費、5項保健体育費、2目の学校給食費であります。こちら、修繕料79万6,000円、それから備品購入費ということで2,773万8,000円を予算補正をお願いするものでございます。

こちらですけれども、4月の末から5月の頭にかけて給食センターの備品等々が大分壊れたり、あるいは不調となりまして、給食の副食等が止まったことが数日ありました。メーカーのほうで調整なり、修理なりということで来ていただいたのですけれども、耐用年数が過ぎて、かつ基板修理に係る部品等が廃番あるいはもうないというような指摘を幾つか受けました。ということで、今現在壊れるともう修理が一切利かないという調理器具につきましては、申し訳ありませんが、急いで改修

しないと、もしもの場合には給食が数か月にわたって止まる可能性が出てまいりま した。それを防ぐためにも、補正予算という形で、年度の途中ではありますけれど も、購入について進めさせていただきたいと考えております。

続いて、3目の体育施設費、こちらですけれども、委託料196万9,000円、 それから工事請負費ということで1,494万9,000円です。

こちらにつきましては、ハートフル・スポーツランド、4月に開所に向けて園内のパトロールをしたところ、多目的グラウンドの端にある沈砂池が、排水路の部分ですけれども、かなり崩れておりました。これから夏の集中豪雨とか秋の長雨等々の雨が降りますと、下流域に向かっての農地あるいは家屋等への被害が想定されるということで、補正にて予算を手だてしていただき、早急に修繕したいと考えています。

以上、10款の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(本田秀一君) 10款教育費の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

茶屋委員。

- ○8番(茶屋 隆君) 現在、軽米町では不登校状態が続いている児童・生徒の方は何人 ぐらいおられるのでしょうか。
- ○委員長(本田秀一君) 教育長、小林昌治君。
- ○教育長(小林昌治君) それでは、茶屋委員のご質問にお答えいたします。

軽米町小・中学校の不登校の状況でございます。令和5年度末、令和5年度の1年間で不登校、30日以上の欠席者数は、小学校6名、中学校14名です。令和6年度に入って4月、5月、今在校している生徒、令和5年度に30日以上であった生徒で、引き続きその傾向がある生徒もございますし、4月、5月頑張って登校できている生徒もおります。データについてはそういうことです。

全国的な不登校の状況についてお知らせします。全国的にコロナ後、不登校の生徒は増加しているということについては、様々な報道でご承知のとおりです。小学校ではおおよそ2.5%ぐらいの生徒がということと、中学校では3%程度のということでデータが出ております。

先ほどの人数を軽米町内でパーセンテージに直しますと、小学校では2%、中学校では8.0%という、中学校は全国平均よりもかなり高い状況であるというのが現在の状況でございます。

さらに、不登校傾向ということでお知らせいたします。30日以上の欠席者もそうですし、そうではない、30日以下の生徒でも別室登校ということで、教室に入れないで勉強している生徒もございます。場合によって教室に入れるけれども、心の状態によっては入れないという生徒もおります。

岩手県内では、別室登校の子供がいる学校は小学校で67%、中学校で92%というデータが出ております。その子たちは、主に保健室とか相談室、空き教室等で勉強しているような状況でございます。

軽米町でも、中学校にはそういう別室の子供についてはサポートルームということで設けております。校内における支援センターという形式になります。

対応している職員は、養護教諭だったり、管理職だったり、空き時間の先生だったりします。軽米中学校には、県費で校内サポートルームのサポーターが非常勤でついております。また、町内で配置しております特別支援員、学力向上支援員等も時間によっては対応していただいているところです。

不登校傾向の子供の様子として、タッチ登校と通称言われている部分もございます。それは、長時間学校に滞在できない生徒です。先ほどから申していますとおり、30日以上の欠席の生徒にもその対象になっている生徒もいますし、そうではない生徒も、こういう状況の生徒もございます。場合によっては、朝、昇降口あるいは職員玄関に来て先生におはようございますと、今日はこれで帰りますという生徒もございます。あるいは1時間とか、2時間とか、そういう滞在で帰る生徒もおります。状況によっては、逆に朝ではなく、夕方来て、生徒が全部いなくなった頃来て、1時間あるいは30分学校に滞在して帰るという生徒もございます。そういうのをタッチ登校と言っております。そういう様々な不登校傾向の状況があるということです。

学校でそれに対応していることで課題としていることは、子供の学力保障、そういう子供たちの学力保障が不十分になりがちだということ、それから対応できる職員がやっぱり難しくなっているということ、それからそういう子供たち一人一人のその心理状態が違いますので、その子供の理解に大変困難を要するということ。そういう要望の生徒が多くなってくると、場所が不足する。同じところではいたくないと。同じ教室に入れない子供でも、一緒にいるのは嫌だと、一人のところでなければ嫌だという生徒もございます。そういうことで、子供たちの要望の全てに応えられる部分になかなかならないという、そういう課題もございます。

一番大きいのは、対応する先生方の心身の負担というか、それぞれの状況を見ながら言葉がけも慎重にしなければなりませんし、対応も慎重にしていっている部分があるので、疲労が大きいということもあります。もちろん家庭のほうではもっと、親御さんは苦労して負担を抱えていると思います。そういうことを考慮しながら、様々な学校を支援する手だてを取っていかなければならないと考えて、現在のような対応を取った次第でございます。

以上です。

○委員長(本田秀一君) 茶屋委員。

- ○8番(茶屋 隆君) ありがとうございます。私の認識不足かもしれませんけれども、 不登校というのは何年か前までは軽米町の場合はないような状況だと思っていましたけれども、今数字を聞いて、軽米町だけでなくどこでもその不登校というのはあるわけですけれども、これから先もやっぱり数字的に増えていくのかどうか、その 辺はどのように捉えておりますか。
- ○委員長(本田秀一君) 教育長、小林昌治君。
- ○教育長(小林昌治君) ここ1年、2年で突然そうなったわけではございません。少しずつ増えてきておるということと、あとコロナ禍の中で体調が悪いですと言えば休んでも欠席扱いではございませんでした。そういう中で従来の欠席数とは、数字上で現れる欠席者数というのは、あるいは不登校者数というのは、条件が違っている部分があったということです。

あと、全国的に増えてきた要因というのは、コロナ禍の中で学校を休むことについて、家庭でも、子供たちもあまりうまい言葉見つかりませんが、罪悪感がなくなるというか、そういうことについての無理しても頑張って登校しなければならないという意識は薄れてきている部分がございますし、学校のほうでも無理に出てこいという、そういう社会の状況ではないという、そういうことが続いてきたことも要因の一つだったということです。

これからのということについては、様々な手だてを取って一人でもそういう心理 的な負担を減らして学校に足が向いたり、教室に入れたりできるように支援をして まいりたいと思っておりました。

以上です。

- ○委員長(本田秀一君) ほかに10款の教育費、質疑。中村委員。
- ○6番(中村正志君) 今のに関連しまして、これが政務報告では4月末に開設したとい うことのようですので、5月、1か月間はもう開設していると思うのですけれども、 何人ぐらいの方が利用されているのか。これを見ますと、本人が希望しというふう なことで、本人が希望しなければ強制的に連れてくるわけではないと思うのですけ れども、何人ぐらいが利用されていて、やっているその状況は前向きに向かってい るのか。

あともう一つは、中学校であればあれですけれども、例えば小学校なんか、晴山 小学校とか小軽米小学校は遠距離なわけですけれども、そこに行くまでの手だてと いうふうなことの支援とかというふうなこともあるのかどうか、含めてお願いしま す。

- ○委員長(本田秀一君) 教育長、小林昌治君。
- ○教育長(小林昌治君) それでは、中村委員のご質問にお答えします。

まず、後半のほうに質問のありました晴山、小軽米小からの入級希望者について

の交通手段の対応ということですが、申し訳ありませんが、今のところ、こちらの ほうで車を準備するとかという手だてはできておりません。小学校3つの中での不 登校あるいは不登校傾向の子たちについては校内で対応できるという、そういう学 校責任者からの報告を受けておりますし、30日以上欠席になっている子たちでも ずっと家庭と深く連携が取れて、いい方向に向かっている部分、改善方向に向かっ ている部分ですので、あえて教育支援センターに通所するということで対応しなく ていいということを受けております。

中学校については、現在、4月末に保護者にもPTA総会、それから子供たちにもチラシを配りながら説明していただきました。それで、今現在入級の届けを出されている家庭はまだございませんが、見に行きたいと、どういう教室でどういうふうに勉強するのか見に行きたいというふうな家庭が3家庭ございます。子供と一緒に来るという家庭もございますし、親だけで来るという家庭もございます。そのほかに、こちらのほうから、学校側から強く親に働きかけて、長欠が長くなっている子供たちの家庭については学校のほうから親御さんのほうに個別に説明して、そういう教育支援センターの内容を実際見て考えていただけませんかということで案内をしているという連絡をもらっているところでした。理解してもらって、子供たちにとってよりよい解決策を探っていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

- ○委員長(本田秀一君) ほかに質疑ありませんか。 中村委員。
- ○6番(中村正志君) 別なほうで。教育委員会事務局ですので、全般の中で、図書館の関係で、今回軽米教育施設運営会のほうの報告もあったので、それを見させてもらって、軽米教育施設運営会のほうから職員を派遣していただいて図書館運営をされていると思います。詳しく見たわけではないのですけれども、軽米教育施設運営会のほうの報告の事業計画等を見ますと、人件費だけの補助なのかなというふうに見たりして、では軽米教育施設運営会のほうでの事業というのはないのかなと。ですから、図書館の運営に関して、その辺が教育委員会事務局との分担といいますか、どのような形になっているのかなと。ただ、あそこにいる職員は軽米教育施設運営会の職員、4人なのか、5人なのかはあれですけれども、だけがいると思うのですけれども、その辺はどのように仕事分担といいますか、になっているのかなと。何か最近図書館での事業というのがあまり見えてこないなと思ったりもしているのです。昨年は確かに3か月以上休んだりもしているので、余計そういうイメージがあるのかなと思っているのですけれども、何かその辺いまいちよく分からないというか、宇漢米館に図書館があって、そこのところに軽米教育施設運営会の職員としての図書館の職員がいるのですけれども、教育委員会事務局がどのような、どれだけ

の関わりを持って図書館を運営されているのかがちょっといまいち見えてこないな と思ったりしているのですけれども、その辺がどのようになっているのでしょうか。 また、図書館長は多分教育次長なのかなと思ったりしているのですが、どなたなの か、その辺のところも含めてちょっと状況を教えていただきたいなと思っています。

- ○委員長(本田秀一君) 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。
- ○教育委員会事務局教育次長(古舘寿徳君) ただいまの委員の質問にお答えいたします。 まず、館長ということですけれども、私が担っております。

事業の役割分担という部分ですけれども、図書館の貸出業務等を含めて図書館としての運営のほうは軽米教育施設運営会のほうに確かにお願いをしております。事業については、事業を行うのも軽米教育施設運営会の職員の方でやっていただいておりますけれども、その経費につきましては教育委員会事務局のほうの図書館費の中で講師謝礼とか、あるいは旅費、あるいは読書感想文コンクール等を行っていますけれども、その審査に使う経費あるいは応募に係る経費等の謝礼というのでしょうか、そういう部分に関しましても全て公費のほうで見ております。

事業を行う際あるいは終わった際には、軽米教育施設運営会の図書館を担っている職員のほうから、起案的な部分ですけれども、それは回ってきて私が決裁しておりますし、事業の報告という部分に関しても、最後に私のところに報告書が上がってきて、教育委員会事務局内で回覧しているという状況になっています。

以上です。

- ○委員長(本田秀一君) 中村委員。
- ○6番(中村正志君) そうであれば、軽米教育施設運営会の司書である図書館にいる人 たちが事業も行っている、お金は教育委員会のお金で。では、館長に決裁に行くま での間には、教育委員会の職員は誰も通過していない、誰も関わりはないというこ となのですかね。
- ○委員長(本田秀一君) 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。
- ○教育委員会事務局教育次長(古舘寿徳君) ただいまの質問にお答えいたします。

大きな事業を行う際には、日程調整、お金の部分を含めても教育委員会事務局生涯学習担当のほうに相談が来て、両方で詰めているということになります。決裁という部分では確かに私のみがやる部分もありますけれども、回覧で生涯学習担当のほうは全職員が事前の計画及び事後の報告については目を通しているという状況になっております。

以上です。

- ○委員長(本田秀一君) 中村委員。
- ○6番(中村正志君) 3回目ですので、同じことで。いずれ、果たして今のやり方がいいのかなというふうなことをちょっと疑問を持ったりもするのですけれども、それ

こそ職員の立場というのは、軽米教育施設運営会の職員ではあるかもしれないけれども、前にも私言ったことがあるのですけれども、図書館のほうに派遣していただいて運営は直営で、教育委員会事務局が直営で図書館、読書の推進事業を進めるのだというふうな形のほうが、教育委員会事務局がもっと主体的な、教育委員会事務局が見いだす一つの方向性といいますか、そういうふうな状況の中で事業が進められるのではないかなと思うのですけれども、その辺のところはぜひ再度検討するべきではないかなと思いますが、今のところはそういう疑問点は全くないのかどうかを最後にお伺いします。

- ○委員長(本田秀一君) 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。
- ○教育委員会事務局教育次長(古舘寿徳君) 考え方として、まずたくさん方法論として あるかと思います。確かに数十年前ですけれども、職員がいてということで、私も 図書館のほうで専任でいたということもありました。今の職員体制あるいは現在の 図書館の運営あるいは新しい宇漢米館との一体的な管理等も含めまして検討させて いただければと思います。

以上です。

- ○委員長(本田秀一君) 中村委員。
- ○6番(中村正志君) 先ほど文化財の修理の関係、ちょっと具体的な名前出なかったので、収蔵庫というと、もしかして徳楽寺の薬師堂のことでしょうか、収蔵庫というのはどこのことでしょうか。
- ○委員長(本田秀一君) 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。
- ○教育委員会事務局教育次長(古舘寿徳君) 委員のおっしゃるところでございます。徳 楽寺の収蔵庫で、昨年火災報知器の不備ということで指摘を受けた部分の修繕を予 定しております。

以上です。

- ○委員長(本田秀一君) ほかに質疑ありませんか。 江刺家委員。
- ○5番(江刺家静子君) 給食センターの備品購入費というところで、2,700万円余りの金額が大変大きいものなのですが、具体的にどういう機器を買うのかという説明はなかったのですけれども、たしか昨年度も500万円ぐらいの備品購入費という予算があったと思います。どういうものを買うのか、もう少し詳しく説明があってもいいのかなと思いました。
- ○委員長(本田秀一君) 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。
- ○教育委員会事務局教育次長(古舘寿徳君) 申し訳ございません、昨年の備品購入のほうはまだちょっと私、勉強不足で頭に入っておりません。

今回の補正にてお願いする部分につきましては、食器洗浄機、要はおわんとか、

お盆とか、あるいは入れていった鍋等の洗浄に使う部分ですけれども、そちらが2,070万円ほど、それからスチームオーブンということで、一番メインのおかずになるやつを煮たり、焼いたり、揚げたりというような熱を加えるものですけれども、そちらについて710万円ほどということで、この2つを今回の補正にてお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

- ○委員長(本田秀一君) 江刺家委員。
- ○5番(江刺家静子君) 今、食器洗浄機と言いましたけれども、学校で給食やったとき はお盆といいますか、子供たちに1人1つ、食器とかは全部コロナの頃もきちんと 洗浄する、消毒もされると思うのですが、何かお盆もできないかしらと言っていた、 誰かから聞いたような気がしますけれども、お盆もできるようになりますか。

[「休憩お願いします」と言う者あり]

○委員長(本田秀一君) 休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

- ○委員長(本田秀一君) 再開します。
 - 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。
- ○教育委員会事務局教育次長(古舘寿徳君) すみません、詳しい回数までは把握していないのですけれども、お盆自体は学校で保管しているという部分について、多分長期休業等のあたりにまとめて持ってきて消毒しているという形かと思われます。ちょっと、本日詳しいところまでは頭には入っていないのですが、日々持ってきて洗っているわけではないと。学校のほうにも、養護教諭の方々と連絡は密に取り合っておりますので、要望があれば対応できる部分については当然やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○委員長(本田秀一君) 江刺家委員。
- ○5番(江刺家静子君) ありがとうございました。コロナがすごくはやっている頃、とても清潔にするということに神経を使っていて、トレイ、お盆といいますか、トレイをやるのがなかなか大変だという話を聞いたのでちょっとお伺いしました。ありがとうございました。

次の質問いいですか。

- ○委員長(本田秀一君) 続けてどうぞ。江刺家委員。
- ○5番(江刺家静子君) 教育支援センターの設置のことについてお伺いします。

今何名くらいの方が利用しているかはちょっと分からないのですが、教育支援員

1名というのは、同じ方がずっといるとして、そういういろんな課題がある子供たちに対して1人の方が背負っていくというのもなかなか大変かなと思います。その方が都合が悪かったりしたら、教育総務担当か教育委員会事務局のほうで代わりに行く方とかも全部体制ができているでしょうか。

- ○委員長(本田秀一君) 教育長、小林昌治君。
- ○教育長(小林昌治君) それでは、今お尋ねがありました江刺家委員のご質問にお答え いたします。

教育支援センターの対応する支援員が1人なのは数が少ないのではないかという ことですが、現在何名入級してくるかも分からない状況ですので、まず最初の開設 としてそういうふうにいたしました。

支援員の様々な事情で休まなければならない部分については、申し訳ないけれど も、対象の生徒たち、今日は開設できないということで対応するしかないというふ うに思っております。

まず、現在の対応はそこまでしかできる状況ではないということです。支援員の方たちというか、現在その入級する生徒がいるかどうかも分からない状況での開設でございますので、中学校の特別支援員の枠を1つ使ってこの担当を設けさせていただきました。まず、そういう形でも中学校では子供たちへの対応、スモールステップになるので大変ありがたいという話は責任者からはお話は受けておりますし、このような開設の状況でしか現在対応できないということで相談したときにも、そういう形でもぜひお願いしたいということで言われていたところです。

通級をする子供たちというか、家庭には十分ではないかもしれませんが、現在できる対応ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長(本田秀一君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長(本田秀一君) ないようですので、10款教育費を終わります。

続きまして、12款予備費に入らせていただきます。

総務課長、日山一則君。

○総務課長(日山一則君) それでは、12款に入る前に、先ほど田中委員からご質問ありましたドローンの範囲ということでございます。これはカタログ掲載のものでございますが、最大の電送距離が4キロメートル、そして高度としては2,000メーターというふうなカタログ記載でございましたので、そういった対応となります。それでは、12ページを御覧ください。最後、12款予備費でございます。

予備費につきましては、Jアラート、全国瞬時警報システムの受信機等の修繕あるいは給食センターの備品の修繕等がございまして、現在まで約300万円ほど充

当して事業を実施しているところでございます。

今後も不測の事態に対応するために今回303万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長(本田秀一君) 以上、説明が終わりました。 質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長(本田秀一君) では、12款予備費を終わります。

これで歳出の質疑は終わりましたが、ここで議案第3号全体の中で聞き逃した部分がありましたら、再度質疑を受け付けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長 (本田秀一君) ないようですので、議案第3号の質疑を終わります。 続けますか。

[「お昼にしたら」と言う者あり]

○委員長(本田秀一君) では、ここで1時まで休憩いたしたいと思います。

午前11時55分 休憩

午後 零時58分 再開

○委員長(本田秀一君) 休憩前に続きまして審査を続けたいと思います。

◎議案第4号の審査

○委員長(本田秀一君) 議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。提案理由の補足説明があれば説明をお願いいたします。

地域整備課長、神久保恵蔵君。

- ○地域整備課長(神久保恵蔵君) 補足説明はございません。よろしくお願いします。
- ○委員長(本田秀一君) 説明がないようですが、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長(本田秀一君) では、議案第4号を終わります。

◎議案第5号の審査

○委員長(本田秀一君) 続きまして、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めること についてを議題といたします。

提案理由の補足説明があれば説明をお願いします。

教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

- ○教育委員会事務局教育次長(古舘寿徳君) 本会議場でご説明したとおりであります。 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。
- ○委員長(本田秀一君) 質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長(本田秀一君) ないようですので、議案第5号を終わります。

◎総括質疑

○委員長(本田秀一君) 本特別委員会に付託されました議案 5 件の個別質疑が終わりま した。

これまで審査した議案5件について総括的な質疑を行います。質疑漏れはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長(本田秀一君) 以上で、質疑なしと認め、質疑を終了いたします。 これからまとめに入りますので、当局の方は退席をお願いいたします。

[当局退出]

◎議案第1号から議案第5号の討論、採決

○委員長(本田秀一君) まとめに入りたいと思います。 討論される方ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長(本田秀一君) では、採決に入っていいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長(本田秀一君) 議案第1号から第5号まで反対者はいないようですね。

[「全会一致だべ」「簡易採決でいがべ」と言う 者あり]

○委員長(本田秀一君) 全員賛成で議案のとおり可決といたしたいと思います。よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

◎閉会の宣告

○委員長(本田秀一君) これをもちまして特別委員会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。

(午後 1時02分)